

議案第124号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第11章 [略] 第12章 <u>児童心理治療施設</u> （第89条—第96条） 第13章～第15章 [略] 附則 （給付金として支払を受けた金銭の管理） 第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>児童心理治療施設</u> 及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設省令」という。）第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) [略]	目次 第1章～第11章 [略] 第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u> （第89条—第96条） 第13章～第15章 [略] 附則 （給付金として支払を受けた金銭の管理） 第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設省令」という。）第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) [略]

(苦情への対応)

第20条 [略]

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3・4 [略]

第12章 児童心理治療施設

(設備の基準)

第89条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(職員)

第90条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 [略]

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) [略]

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設省令第7

(苦情への対応)

第20条 [略]

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3・4 [略]

第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第89条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(職員)

第90条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 [略]

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 [略]

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第91条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) [略]

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設省

4条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第92条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第93条 児童心理治療施設の長は、前条第1項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第94条 児童心理治療施設は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第95条 児童心理治療施設における児童と起居を共にする職員については、第63条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第96条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第92条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第93条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第94条 情緒障害児短期治療施設は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第95条 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員については、第63条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第96条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(家庭支援専門相談員の要件に関する経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第90条第4項に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者については、この条例による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第90条第4項に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなす。

(児童心理治療施設の長の要件に関する経過措置)

3 この条例の施行前に、この条例による改正前のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第91条第1項第3号に規定する情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者については、この条例による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第91条第1項第3号に規定する児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなす。